

財務 VOL.65

経費の計上時期と「短期前払費用」

先日、ある先生から以下のようなご相談を受けました。

「以前、期末に決算対策として加入した役員保険の保険料1,200万円が残高不足で引落されず、引落が翌期の初めにずれ込んでしまいました。未払計上して当期の経費にすることは可能でしょうか？」

今回は、経費の計上時期を理解する上で重要な「**短期前払費用**」という考え方について説明させていただくとともに、適用を受けるにあたっての注意点についても併せて解説させていただきます。

短期前払費用とは

1. 経費の計上時期の基本的な考え方

ある支出を経費として計上する上で重要なのは、「支払がされたか、されていないか」ということではなく、「**役務の提供を受けたか、受けていないか**」ということです。

例えば、事業年度が4月～翌3月の法人が、期末の3月末日に翌事業年度4月～翌3月分の機械の保守料を支払っても、当事業年度中に機械の保守という**役務の提供を受けていないため、当該保守料は当事業年度の経費となりません**（翌事業年度の経費となります）。

2. 短期前払費用の特例

ただし、一定の要件を満たす支出については、**役務の提供を受けていなくても経費に計上できる（任意）**、という規定があります。これを「**短期前払費用**」といいます。

短期前払費用の要件

ある支出を「短期前払費用」として費用に計上するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 支払いをしていること
- ② 契約にもとづいた支払いであること
- ③ 支払いから1年以内に役務の提供を受けること
- ④ 役務の提供の内容が毎月一定であること
- ⑤ 収入とヒモ付きの支出でないこと

これらの要件についてそれぞれ解説いたしますと・・・

- ① 大前提として、当事業年度中に**支払をしていない（未払の）支出を「短期前払費用」とすることはできません**。
- ② 例えば、上記の法人が、賃貸借契約書において「翌月分の家賃を当月末日までに支払う」とされている状態で、3月末に5月分の家賃を支払っても、「短期前払費用」とすることはできません（**契約上は支払の必要がないため**）。
- ③ 例えば、上記の法人が、4月～翌年3月分の広告看板の掲出料を3月末日に支払った場合には「短期前払費用」とする

ことができますが、2月末日に支払った場合には「**短期前払費用**」とすることができません（**支払が2月、役務提供の終了が翌年3月となり、支払から役務提供の終了までの期間が1年を超えるため**）。

- ④ 例えば、税理士事務所・社労士事務所の顧問料を「短期前払費用」とすることはできません（**決算申告や年末調整等、特定の月のみの役務提供があるため**）。
- ⑤ 例えば、借り上げ社宅の家賃を「短期前払費用」とすることはできません（**社宅の入居者から徴収する家賃収入とヒモ付きであるため**）。

ここで、冒頭の事例に戻って検討してみましょう。

そもそも、期末に加入した役員保険の保険期間は、通常の場合、当事業年度の最終月から1年（4月～翌3月の場合、3月～翌2月）ですので、**原則的には1,200万円のうち1,100万円（1,200万円×11/12）は当事業年度の費用となりません**。

従いまして、例外的に全額を当事業年度の経費にするためには、「短期前払費用」の要件を満たしているかどうかを確認する必要があります。

先述の要件のうち、②～⑤は満たしていますが、「引落が翌期の初めにずれ込んだ」ということですので、**①の「当事業年度中に支払をしている」という要件を満たしていません**。

結果として、当該保険料のうち**1,100万円については当事業年度の費用とすることはできません**。

残高不足等による「期末支払の年払保険料の振替不能」には、くれぐれもご注意下さい。

短期前払費用の適用を受けるにあたっての注意点

このように、要件さえ満たせば、『短期前払費用の特例』は決算期末直前の納税対策として有効です。特例の適用を受けるために、わざわざ診療所テナントの賃貸借契約書の支払条件を変更される事例も散見されます。

ですが、この特例にはメリットだけでなく「デメリット」もあります。

前払いをしても翌期の経費を先取りしているに過ぎないため、「**節税効果が得られるのは初年度のみ**」となります。にもかかわらず、一度適用を受けると、翌年度以降も「**継続適用が条件**」となっておりますので、**翌事業年度に前払いを止めるという事はできません**。

加えて、「**まとまった資金を支払う**」という実際の資金支出を伴うので、財務状況が安定している場合は良いのですが、そうでない場合には逆に**資金繰りを圧迫する要因**となってしまうこともあります。

適用にあたっては、目先の節税にのみとらわれず、長期的な視点でご判断いただく必要がありますので、くれぐれもご注意下さい。